

インボイス制度は廃止を  
消費税は5%に減税を  
大軍拡・大増税をやめよ  
税務相談停止命令制度は  
廃止を

# 家族従業者の働き分を否定する所得税法第56条 人権を侵害する前時代的な悪法は廃止を

商工新聞6月17日号掲載記事のように、定額減税の「対象外」とされていた白色事業専従者や給与103万円以下の青色事業専従者らに対し、内閣府は給付金を支給することを明らかにしました。

支給額は1人当たり4万円。支給時期は来年になる見込みですが、民商・全商連・全婦協などの要請が実りました。

白色事業専従者らが「対象外」とされていた背景には、所得税法第56条（以下、56条）の存在があります。56条は「個人事業者は配偶者や家族（家族従業者）に給与を支払うときは、あくまでも自身の所得から支払い、必要経費として収入から差し引いてはならない」という法律です。

労働には対価（給与・働き分）が発生し、それは当然経費に算入されます。ところが56条は、家族従業者の給与を経費に算入してはならないとし、働き分を否定しています。

しかし、労働した事実を消すことはできません。その働き分はどこに行って、どのようなになってしまうのでしょうか？  
家族従業者の働き分は、個人事業者の所得に吸収・合算され、所得税法上消えてしまうということになります。56条は大日本帝国憲法における家父長制度が強く残る、前時代的な法律です。

財務省は「56条の例外として、青色申告にすれば家族従業者の給与を経費に認める」としています。

白色申告は配偶者86万円、配偶者以外の家族は50万円までの税額控除が可能です。しかし、これは給与ではなく、必要経費とは認められていません。あくまでも控除対象の1つに過ぎません。

申告区分の違いで白色事業専従者の働き分を否定し、人権を侵害する悪法は今すぐ廃止するべきです。民商婦人部・全婦協は、これからも56条廃止を訴えていきます。

## 7月7日(日)は長岡民商総会

既報のとおり、長岡民商は7月7日(日)、第62回定期総会を開催します。

営業と暮らしを守るため、今こそ私たちは協力・団結が必要です。今総会を、強く大きな組織をつくるための足がかりとしましょう。これまで民商総会に参加したことのない方も、ぜひご参加ください。長岡民商の仲間同士、集まって話すことで明日への活力が生まれます。誘い合って参加し、総会を盛り上げましょう。

### 1 日時・会場

7月7日(日) 13時～15時30分頃  
東泉閣（長岡市柏町2丁目3-11）にて  
※終了後、懇親会を行います。

### 2 懇親会の参加費

5500円（民商から5000円の補助。支部によっては、参加費を支部費でまかなう場合があります。詳しくは支部役員にお問い合わせください）

### 3 参加申し込み

7月1日(月)までに  
支部役員、または事務局までご連絡をお願いします。



## 上半期分源泉所得税相談会

源泉所得税を上半期分まとめて納める事業所を対象に、左記のように相談会を行います。長岡民商事務所で行う相談会には、ご予約のうえお越しください。

### 1. 長岡民商事務所で行う相談会へ予約制

日時 7月8日(月)・9日(火)

いずれも午前10時～午後4時

### 2. 小国支部で行う相談会

日時 7月5日(金) 午後2時～4時

会場 片桐三郎支部長宅

※電卓、貸金台帳など源泉徴収に関する資料一式をお持ちください。

